

令和7年度 保険料の納め方

普通徴収（＝納付書又は口座振替）で納めていただきます。

- ◆口座振替の方は、御指定の口座から振替します。
- ◆口座振替のお申込がない方は、納付書を同封しております。

各納期限までに、次の納付場所で納めてください。

◇村上市役所 本庁・各支所・上海府連絡所

◇第四北越銀行 村上信用金庫 北新潟農業協同組合

新潟県労働金庫 大光銀行 新潟県信用組合

東日本信用漁業協同組合連合会 きらやか銀行 ゆうちょ銀行 郵便局

◇コンビニエンスストア

納付可能なコンビニエンスストアは納付書裏面に記載されていますので御確認ください。

【便利な口座振替を御利用ください。】

市内金融機関、市役所税務課・各支所地域振興課市民生活室・上海府連絡所の窓口で手続きが可能です。
手続きに必要なもの・・・振替口座の預金通帳、通帳のお届け印、資格確認書又は保険料額決定通知書

次の条件にあてはまる方は、来年6月以降年金からの天引きになります。

- ①介護保険料を年金から納めていただいている方
- ②後期高齢者医療制度の保険料額と介護保険料額の合計額が、介護保険料が天引きされている年金の受給額の1/2を超えない方

- ◆ **来年6月から天引きが開始になる予定の方へは、通知をお送りします。**
- ◆ 年金からの天引きを御希望されない方は、保険料の納め方を口座振替に変更できます。
下記の『年金からの天引きを希望されない方は』を御覧ください。

年金からの天引きを希望されない方は

「後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書」を提出いただくことにより、**口座振替とすることができます。**（納付書によるお支払は選択することができません）市役所税務課・各支所地域振興課市民生活室及び上海府連絡所の窓口で手続きできます。
※ **お手続きの際には、「年金からの天引きを希望しない」ということをお申出ください。**
※ **金融機関窓口ではお手続きできませんので、御注意ください。**

社会保険料控除について

納めた保険料は、所得税や住民税の申告の際に「社会保険料控除」となります。

- ・年金からの天引きによる納付・・・年金受給者御本人に適用
- ・納付書、口座振替による納付・・・実際に負担した方(口座名義人など)に適用

- ◆御家族の口座からの納付に変更した場合、世帯全体の所得税や住民税の税額に影響が生じる場合がありますので、御注意ください。

保険料の納付が困難な場合は、御相談ください。

○それぞれの事情に合った納付計画と一緒に考えていきます。お気軽に御相談ください。
○「災害」や「所得が著しく減少した場合」など特別な事情により保険料の納付が困難な場合には、申請により保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合があります。

- ※申請期限 (ア) 普通徴収・・・各納期限の7日前まで
- (イ) 特別徴収・・・保険料納入月(年金支給月)の前々月の1日まで

令和7年度分

後期高齢者医療保険料

【令和8年1月】

後期高齢者医療保険料額の決定通知書をお送りします。

（通知書の見方についての説明を記載しました。）

- ①**令和7年11月中**に75歳になられた方など、後期高齢者医療保険制度に新たに加入された方は

⇒今までの国民健康保険などの保険料にかわり、後期高齢者医療制度の保険料を納めていただくことになります。

- ☞通知書の見方については2ページを御覧ください。
保険料の納め方については4ページを御覧ください。

通知書の軽減額を御確認ください

制度加入前日において被用者保険（市町村国保・国保組合を除く）の被扶養者であった場合は、決定通知書又は変更決定通知書の保険料算定の基礎「⑧均等割軽減額」が22,100円となっています。「⑧均等割軽減額」が22,100円となっていない場合は、市町村窓口へお申し出ください。

申し出に必要なもの：被扶養者資格喪失証明書、認印

軽減該当であると保険者に確認が取れた後、保険料を再計算します。既にお支払いいただいた保険料が納め過ぎとなった場合は納め過ぎた分の保険料を還付します。

②転入された方は

⇒あらたに村上市で納付いただく、後期高齢者医療保険料の通知をお送りします。

※御住所を移されてしばらくの間は、村上市での保険料を年金天引きすることができません。

今年度分につきましては、**普通徴収**(納付書又は口座振替)で納めていただきます。来年度以降に年金天引きが開始される場合はお知らせします。

（御住所を移された場合、前の住所地から日本年金機構へ天引きを中止するよう連絡をしますが、1～2回ほどそのまま天引きになることがあります。前の住所地で天引き済み分の精算を行いますので、通知等により御確認ください。）

- ☞通知書の見方については2ページを御覧ください。
保険料の納め方については4ページを御覧ください。

- ◆ 保険料の計算方法などは3ページを御覧ください。

お問い合わせ

- ◆村上市役所 税務課 市民税室 ☎0254-75-8949(直通)

- ◆新潟県後期高齢者医療広域連合
〒950-0965 新潟市中央区新光町4番地1 新潟県自治会館本館3階
業務課 ☎025-285-3222 総務課 ☎025-285-3221
ホームページ <http://www.niigata-kouiki.jp>

このチラシは、**令和8年1月1日**現在で決定されている内容で作成しました。

「令和 7 年度 後期高齢者医療保険料額決定通知書」の見方

例

被保険者氏名	村上 太郎
被保険者番号	*****
決定年月日	令和8年1月1日
決定理由	年齢到達により決定しました

年間保険料額
令和7年度分の後期高齢者医療保険料額
32,600 円

保険料額の決定理由

令和7年度分の保険料

令和6年中の総所得金額等から基礎控除額を引いた額

保険料算定の基礎						
	①賦課のもととなる所得金額	②所得割率	③所得割額 ①×②	④均等割額	⑤算出額 ③+④	⑥限度超過額
変更前	*****	*****	*****	*****	*****	*****
変更後	500,000	8.61	43,050	44,200	87,250	0
	⑦所得割軽減額	⑧均等割軽減額	⑨年保険料額 ⑤-⑥-⑦-⑧	月数	⑩月割減額	⑪保険料額※ ⑨÷⑩
変更前	*****	*****	*****	**	*****	*****
変更後	0	8,840	78,410	5	45,740	32,600

所得の低い方、被用者保険の被扶養者であった方に対する軽減制度に該当する場合は軽減する額が記載されます。
【例では2割軽減に該当する場合】

【加入(予定)月数】
令和7年11月中に後期高齢者医療制度に加入したため、令和7年度の加入月数は、令和7年11月から令和8年3月の5か月となります。

【加入月数が1年未満の際に減額となる額】
⑨78,410円÷12か月×7か月=⑩45,740円(1円未満切上)

「後期高齢者医療保険料納入(変更)通知書」の見方

金融機関	〇〇銀行××支店	決定(変更)理由	年齢到達により決定しました
口座種別	普通	徴収方法	普通徴収
口座番号	****〇〇〇(下3ケタのみ表示)	特別徴収義務者	
口座名義人	ムラカミ 知ウ	特別徴収対象年金	
納付区分	期別	特別徴収対象年金額	

納付書や口座振替での納付

保険料額		口座振替の口座(納付書の場合は空欄)	
月	期	決定額	変更前の額
		特別徴収	普通徴収
4月		0	*****
5月			
6月		0	*****
7月	4期		*****
8月	5期	0	*****
9月	6期		*****
10月	7期	0	*****
11月	8期		*****
12月	9期	0	*****
1月	10期		11,000
2月	11期	0	10,800
3月	12期		10,800
	過年度		*****
計		32,600	*****
合計額		32,600	*****
減免額			*****

決定した年間保険料額を、普通徴収の納期で納めていただきます。

各納期の納付額・納期限日

令和7年度分の保険料

保険料の計算方法

保険料は、令和6年中の総所得金額等をもとに、個人単位で加入月数に応じて(令和7年11月中に加入された方は5か月分)計算されます。

◆保険料は、加入者が等しく負担する「均等割額」と、加入者の前年中の所得に応じて計算される「所得割額」の合計となります。

保険料(年額) = 均等割額 + 所得割額

均等割額: 1人当たり 44,200円 (世帯所得により軽減)

所得割額: (令和6年中の総所得金額等 - ※基礎控除額) × 所得割率(8.61%)

※基礎控除額は、被保険者本人の合計所得金額が2,400万円以下は43万円、2,400万円超2,450万円以下は29万円、2,450万円超2,500万円以下は15万円、2,500万円超は0円となります。
保険料の1人あたりの限度額は80万円となります。

総所得金額等とは…それぞれの収入から必要経費(公的年金控除、給与所得控除など)を差し引いて求めた所得(年金所得、給与所得や事業所得など)の合計額です。
(税務申告の際の、扶養控除、社会保険料控除、医療費控除などを差し引く前の所得額です。)

所得の低い世帯に対する軽減(今回の通知書に反映されています。)

①均等割額の軽減 同一世帯内の加入者及び世帯主(加入者でない方も含む)の所得の合計金額をもとに、下表の基準により判定します。

均等割額軽減割合	同一世帯内の加入者及び世帯主の前年中の所得の合計金額	軽減後の均等割額
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の場合	13,260円
5割軽減	43万円+30.5万円×世帯の被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の場合	22,100円
2割軽減	43万円+56万円×世帯の被保険者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の場合	35,360円

※専従者控除及び長期譲渡所得の特別控除がある場合は、控除前の所得額で判定します。
※65歳以上で年金所得がある方は、その年金所得額から特別控除15万円までを引いた所得額で均等割額の軽減判定をします。
※「給与所得者等」とは、給与の収入額が55万円を超える方、または公的年金の収入額が125万円(65歳未満の場合は60万円)を超える方をいいます。

被用者保険の被扶養者に対する軽減

制度加入前日に、会社の健康保険など被用者保険の被扶養者であった方(保険料負担のなかった方)は、資格取得から2年間は、次のとおり保険料が軽減されます。(ただし、市町村国保や国保組合などは対象になりません。)

均等割額の軽減割合	所得割額
5割軽減 (軽減後の年間保険料額 22,100円)	かかりません